を「始動用の空気槽」に改め、同(六)の項(ろ)の欄中「の電解液」を削り、「確認し及び」を「確認するとともに、」に改め、同項(は)の欄中「電解液を」を削り、同項(に)の欄中「漏液」を「液漏れ」に改め、同(十)の項(ろ)の欄中「給排気」を「自家用発電機室の給排気」に改め、同項(は)の欄中「温度計」を「室内の温度を温度計」に改め、同(十一)の項(に)の欄中「接続部」を「接続端子部」に改め、同(十三)の項(に)の欄中「非常電源」を「予備電源」に、「切り替え」を「切替え」に改め、同(十四)の項(ろ)の欄中「及び停止」を削り、同(十五)の項(に)の欄中「異常音」を「異常な音」に、「異常振動」を「異常な振動」に改め、同(十七)の項(に)の欄中「異常音」を「異常な音」に改める。

別表第四二(五)の項(に)の欄中「異常音」を「異常な音」に、「異常振動」を「異常な振動」に改め、同(十)の項を同(十一)の項とし、同(七)の項から同(九)の項までを一項ずつ繰り下げ、同(六)の項の次に次の一項を加える。

(七)	給水タンク等の内部の状況	目視により確認する。	藻等の異物があること。

別表第四三の項を次のように改める。

三　排水設備	(一)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二号ロの規定に適合しないこと。	
	(二)		排水槽の通気の状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二号ホの規定に適合しないこと。	
	(三)		排水漏れの状況	目視により確認する。	漏れがあること。	
	(四)		排水ポンプの設置の状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	
	(五)		排水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。	昭和四十四年建設省告示第千七百三十号第三第三号又は第四号の規定に適合しないこと。
	(六)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況	作動の状況を確認する。		
	(七)	排水再利用配管設備（中水道を含む。）	雑用水の用途	雑用水に着色等を行い、目視等により確認する。		令第百二十九条の二の五第二項第一号又は昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第六号ハの規定に適合しないこと。

(八)		雑用水給水栓の表示の状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第六号ニの規定に適合しないこと。		
(九)		配管の標識等	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第六号ロの規定に適合しないこと。		
(十)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。		
(十一)		消毒装置	目視により確認する。	消毒液がなくなり、装置が機能しないこと。		
(十二)	その他	衛生器具	衛生器具の取付けの状況	目視により確認する。	令第百二十九条の二の五第二項第二号の規定に適合しないこと、取付けが堅固でないこと又は損傷があること。	
(十三)		排水トラップ	排水トラップの取付けの状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第三号イ、ロ、ハ又はニの規定に適合しないこと。	
(十四)		阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第四号イ、ロ又はハの規定に適合しないこと。	
(十五)		排水管	公共下水道等への接続の状況	目視により確認する。	令第百二十九条の二の五第三項第三号の規定に適合しないこと。	
(十六)			雨水排水立て管の接続の状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第一号ハの規定に適合しないこと。	
(十七)			排水の状況	目視により確認する。	排水勾配がないこと又は流れていないこと。	
(十八)			掃除口の取付けの状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第一号イの規定に適合しないこと。	
(十九)			雨水系統との接続の状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第三号イの規定に適合しないこと。	